

## 「指定生活介護事業 福祉の里ぽぷら」

### 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法律」と言います。）に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して生活介護事業サービスを提供します。  
当サービスの利用は、原則として介護等給付費の支給決定を受けた18歳以上の障がい者の方が対象となります。

#### ◇◆目 次◆◇

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスの基本理念・目的・運営方針	3
4. サービスに係る施設・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の設置状況	4
6. サービス提供の内容	5
7. 利用料金	8
8. 利用者の記録及び情報の管理等	9
9. 緊急時の対応	9
10. 非常災害時の対策	10
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	11
12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	13

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団（各務原市福祉の里ぽぷら）

① 当事業所は指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けています。

（岐阜県指定第2110500218号）

② 当事業所は岐阜県知事に対し障がい福祉サービス事業の届出を行っています。

1. サービスを提供する事業者

設置者	名称	かかみがはらし 各務原市
	所在地	ぎふけんかかみがはらしな かさくらまち1ちょうめ69ばんち 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
	電話番号	058-383-1111 (代表)
	代表者氏名	かかみがはらしちょう あさの けんじ 各務原市長 浅野 健司
指定事業者	名称	しゃかいふくしほうじん かかみがはらししゃかいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団
	所在地	ぎふけんかかみがはらしすえいなだ7ばんち 岐阜県各務原市須衛稲田7番地
	電話番号	058-370-7500 (代表)
	代表者氏名	りじちよう かみや きよし 理事長 紙谷 清
	設立年月	へいせい ねん がつ にち 平成 8年10月 1日

2. 利用事業所

事業所の種類	していせいかつかいごじぎょうしょ へいせい ねん がつ にちしてい 指定生活介護事業所 平成21年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	かかみがはらしふくし さと 各務原市福祉の里ほぷら (ぎふけんしていだい (岐阜県指定第2110500218号))
事業所の所在地	ぎふけんかかみがはらしすえいなだ ばんち 岐阜県各務原市須衛稲田7番地
連絡先	でんわばんごう 電話番号：058-370-7500 (代表) F A X：058-370-7511
福祉の里所長	しみず けいこ 清水 恵子
管理者	えんどう ひとみ 遠藤 妃登美
サービス管理責任者	やすだ じんだい 安田 尋大
サービスの実施地域	げんそく として、かかみがはらしぜんいき た 原則として、各務原市全域、その他
主たる対象者	しんたいしょう しゃ 身体障がい者 ※
定員	せいかつかいごじぎょう 20めい にち 生活介護事業：20名/日
開設年月日	へいせい ねん がつついたち 平成19年4月1日

※当事業所は重症心身障がいの方も受け入れていますが、臥床スペースは5名までとなります。

### 3. サービスの基本理念・目的・運営方針

<p>基本理念</p> <p>基本方針</p>	<p>「笑顔で 元気に 自分らしく」</p> <p>一、私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。</p> <p>一、私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。</p> <p>一、私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。</p>
<p>目的</p>	<p>身体障がい者の方、重症心身障がい者の方に対して、食事及び排泄・入浴の介助、医療的ケア、機能訓練、リラクゼーション、創作活動やレクリエーション等の機会を提供します。また、現有機能の維持・向上を目指し、利用者の方に寄り添いながら安心・安全に配慮しつつ、楽しい空間を作ります。</p>
<p>運営方針</p>	<p>利用者の生活の質を高め、自立した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。</p> <p>また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。</p>

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

#### (1) 施設

建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建地下1階
建物敷地面積	12,602.5㎡ (駐車場含む)
施設面積	5,859.69㎡ (内、専有面積 575.6㎡)

#### (2) 主な設備

居室の種類	部屋数	面積	備考
訓練作業室	1室	50.40㎡	作業活動・機能訓練等で使用
多目的室兼 休養室	1室	100.80㎡	活動等で使用
特殊浴室	1室	78.72㎡	
相談室	1室	16.83㎡	
身体障害者用便所	1室	27.03㎡	
アリーナ	1室	520.57㎡	他施設と共用。主にスポーツ・レクリエーションに使用
調理室	1室	146.81㎡	他施設と共用
リネン室	1室	10.35㎡	

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

## 5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	備考
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1名	1名				1名	1名	
サービス管理責任者	1名	1名				1名	1名	
生活支援員	5名	2名		3名		3.6名	2.7名	（指定基準は前年度の延べ利用者数、平均障害区分等により算出）
看護師	2名	1名		1名		1.5名		
理学療法士	2名		2名			0.2名		福祉の里他施設兼務
管理栄養士	1名		1名			0.1名	—	福祉の里他施設兼務
医師	1名			嘱託 1名		0.1名	嘱託医	

※調理員、運転士は委託

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

年度途中に、岐阜県の関係条例の定める指定基準の範囲内で人員配置を変更する場合があります。

### （ア）各職種の勤務体系

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

### （イ）営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は休業）

営業時間：午前8：30～午後5：15まで

（サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分まで）

## 6. サービス提供の内容

### (1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
創作活動等	壁面制作、アート作品作りを実施します。
レクリエーション	<p>音楽活動、散歩、日向ぼっこ、紙芝居、体操、軽スポーツ等を実施します。</p> <p>ボランティアの技術提供により、音楽活動、読み聞かせ、人形劇、手品、ダンス、大道芸、花道、門松作り、ペーパークラフト等の活動を行います。</p> <p>※コロナ感染症の状況によっては中止とする活動もあります。</p>
特殊浴槽による入浴	<p>希望される方に、心身の状況に応じて、身体の洗いや特殊浴槽（車いす用浴槽等）を利用しての入浴を行います。実施に当たっては、入浴環境を整備し、事前に利用者の健康管理（体温、血圧、その他体調チェック等）を行い安全な環境で、利用者の皆さんが安心して入っていただけるようにします。</p> <p>入浴回数は、基本週2回までとします。1日の最大利用人数：6名。</p> <p>入浴時間：9：45～12：00</p> <p>※入浴に当たり、医師の「診断書」の提出をしていただきます。</p> <p>当日の体調不良等や、医師の指示（診断書）に基づき、入浴を中止させていただきます。</p> <p>異性職員が利用者または家族の同意を得て、入浴等の介助を行う場合があります。</p>
必要な介助（生活支援等）	<p>食事介助、排泄介助、移乗介助、口腔ケア、活動時等の介助を必要に応じて行います。</p> <p>異性職員が利用者または家族の同意を得て、必要な介助の支援を行う場合があります。</p> <p>介助・支援場面において、緊急やむを得ない場合に限り、利用者及び家族の同意を得て、身体拘束を行う場合があります。実施した場合は、記録していきます。</p> <p>主治医や家族の指示による薬の使用を必要に応じて行います。</p> <p>※生活支援（排泄介助、食事介助、口腔ケア、入浴の介助等）の場面において、</p>

	<p>利用者または家族の同意を得て、実習生が実習（社会福祉士実習、介護等体験実習、介護実習等）を行う場合があります。</p>
<p>摂食支援</p>	<p>摂食機能の状況に応じて、誤嚥することなく安全に上手く食べられるように食形態と自助具、姿勢に配慮した摂食支援を実施します。</p>
<p>バス送迎</p>	<p>各務原市内をリフト付き車両にて利用者の安全と家族の便宜を図りながら送迎を行います。</p>
<p>健康支援</p>	<p>体温や血圧測定、必要に応じて酸素飽和度の測定、月1回の体重測定の実施など健康チェックを実施します。 職員による朝の会の「みんなの体操」を実施します。また、給食前に、「嚥下体操」と、食後には「口腔ケア（歯磨き）」を実施します。 契約時に必ず必ず指定の健康診断書を提出していただきます。年に一度は医療機関で行われた検査・特定健診結果を提出していただきます。それが提出していただけない場合は、他施設で行う血液検査（実費）を受けていただきます。 医療的ケアについては、主治医の指示書に基づき、家族の依頼書をもとに実施していきます。</p>
<p>機能訓練等</p>	<p>整形外科診察を年度内に1回は必ず受けていただき、整形外科医、主治医の診断に基づき、日常生活を送るために必要な機能の維持向上を目的に訓練士（理学療法士）による機能訓練を実施します。また、訓練士（理学療法士）による助言を受け、生活支援員が個人に合った現有機能を活かす運動、マッサージ、温罨法、腹臥位療法等の機能的訓練を実施します。 かわだ整形外科 河田 好泰 (058) - 383-0041</p>
<p>衛生管理</p>	<p>利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理と対応に努めます。また、調理に必要な機械器具等の管理も適正に行います。 感染予防として、利用者及び家族の協力を得ながら、マニュアルに沿った取り組みを行い、水際で食い止められるよう努めます。</p>
<p>相談・援助</p>	<p>当事業所は、利用者及びその家族からの様々な相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 ※情報提供…利用している事業所の運営方針や、利用者に対する支援計画の内容等についての情報提供や情報開示に関する支援とともに、各種の福祉制度に関する情報提供を行い、福祉制度が効果的に活用していけるよう支援します。〔随時〕</p>

あんぜんかんり 安全管理	どうじぎょうしょ ひじょうさいがいじ そな かさい じしんくんれん じっし きんきゅうじ ちっそくなど 当事業所では、非常災害時に備えて、火災・地震訓練の実施、緊急時(窒息等) たいおうくんれん じっし ぼうさいぶっぴん かくほ かくにん おこな りようしゃ あんぜん りゆうい の対応訓練の実施、防災物品の確保・確認を行い、利用者の安全に留意する つと ことに努めます。
-----------------	---

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
しょくじ 食事サービス	ちゅうしょく ていきょう せいかつしえんいん かんりえいようし れんけい 昼食の提供をします。生活支援員と管理栄養士の連携 えいよう こんだて りようしゃ じょうたい のもとに、栄養のバランスのとれた献立、利用者の状態に あ ちょうり じじよく かつよう てきおん はいしよく じっし 合わせた調理と自助具の活用、適温での配食を実施しま す。 しょくじじかん ごせん じ ぶん ごご じ ぶん [食事時間 午前12時00分～午後1時00分まで] しょっきとうあとかたづ ぶく (食器等後片付けを含む)	しょくじていきょうかさんがいどうしゃ 食事提供加算該当者 280円 しょくじていきょうかさんひがいどうしゃ 食事提供加算非該当者 310円
	かつどう ないよう ひよう ばっせい ばあい 活動の内容によっては、費用が発生する場合があります。 れい かどまつづく ひよう がいしゅつかつどうじ しょひよう 例：門松作り費用、外出活動時の諸費用	じっぴ 実費
しせつがいかつどう 施設外活動	りよう がいしゅつ リフトバスを利用して、外出します。 しんがた かんせんかくだいじょうきょう ただし、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、 ちゅうし かのうせい 中止となる可能性もあります。	じっぴ 実費
た その他	ていきょうきろくとう ぶくしゃだい サービス提供記録等の複写代	じっぴ 実費

※ すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、  
 ほんじぎょうしょ たんとうしゃ かんりせきにしんしゃ さくせい りようしゃ どうい え  
 本事業所の担当者とサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を得ます。

## 7. 利用料金

### (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といえます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。「障がい福祉サービス受給者証」をご確認ください。

### (2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2)介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

### (3) 利用料金の変更

サービスに係る国の定める費用に変更があった場合、また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所が提供するサービスの利用料金を変更することがあります。

### (4) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日当日の午前9時00分までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日当日の午前9時00分までに申出のない場合は、キャンセル料として給食費の実費相当額をいただきます。

キャンセル料（給食費の実費相当額）1日あたり	310円
------------------------	------

### (5) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(4)の料金は1ヶ月ごとに計算し、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。請求しました利用料金の合計額を翌月27日（金融機関が休業日の場合はその翌営業日）に口座振替の方法により予めご指定された口座から振り替えさせていただきます。

ただし、口座振替の手続きが完了するまでの間は、現金でお支払いいただきます。

また、口座振替不能となった場合は、口座振替不能通知により記載された期日までに、現金で福祉の里窓口へお支払い願います。



## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該記録を整備した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：15です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市、町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

## 9. 緊急時の対応

利用中に著しく心身の変化が認められた場合、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合は、施設職員の判断により医療機関の受診をお願いする場合があります。医療機関受診のための送迎・付き添いは原則としてご家族でお願いします。

利用中に発生した事故や急変など必要な場合には、速やかに下記、協力医療機関へ救急搬送するとともにご家族に連絡します。ご連絡がつかない場合には事後の連絡となる場合があります。

### 【協力医療機関】

医療機関の名称	公立学校共済組合 東海中央病院		
院長名	まつい はるお 松井 春雄		
所在地	かかみがはらしそはらひがししまちよう ちょうめ ばんち 各務原市蘇原東島町4丁目6番地2		
電話番号	058-382-3101		
診療科	ないか ほか 内科 他	にゅう いん せつ び 入 院 設 備	あり

10. 非常災害時の対策

<p>非常時の対応</p>	<p>別途に定める、「福祉の里消防計画書」により対応いたします。</p>
<p>平時の訓練</p>	<p>・別途に定める、消防計画書に則り、月1回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。</p>
<p>防災設備</p>	<p>・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有                  ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有                  ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有                  ・室内防火栓 有                  ・非常階段 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</p>
<p>消防計画</p>	<p>消防署への届出：令和5年 4月                  防火管理者：打田 哲也</p>
<p>保険加入</p>	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。                  加入保険会社名：公益財団法人 日本知的障害者福祉協会                  (引受会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)                  加入保険名：障害者施設総合補償                  保障内容：施設の賠償責任にかかる補償(敷地外の賠償責任                  にかかる補償・個人情報漏えい賠償責任補償・                  自動車搭乗中傷害補償)</p>

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしょ 当事業所 り ようそうだんまどぐち ご利用相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 責任者 かかみがはらしふくし さと 各務原市福祉の里ぽふら かんりしゃ えんどう ひとみ 管理者 遠藤 妃登美</li> <li>• 窓口担当者 かかみがはらしふくし さと 各務原市福祉の里ぽふら しゅにん たけなか まさこ 主任 竹中 真子</li> <li>• 受付時間 まいしゅうげつようび きんようび ごぜん 毎 週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日 から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> <li>• 住 所 かかみがはらし す えい なた ほんち 各務原市須衛稲田7番地</li> <li>• 電話番号 てんわばんごう 058-370-7500 (代) 058-370-7623 (直通)</li> <li>• F A X 058-370-7511</li> </ul> <p>※担当者が不在の場合は、事業団事務局までお申し出ください。</p>	
<p>しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 かかみがはらししゃかいふくしじぎょうだん 各務原市社会福祉事業団 だいさんしゃいいん 第三者委員</p>	<p>てらじま けんじ 寺嶋 健司</p>	<p>【住所】 てんわばんごう 電話番号 *****</p>
<p>かかみがはらしやくしょ 各務原市役所 けんこうふくしぶしゃかいふくし 健康福祉部社会福祉課</p>	<p>みしゆく のりこ 御宿 則子</p>	<p>【住所】 てんわばんごう 電話番号 *****</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 所 在 地：各務原市那加桜 町1丁目69番地</li> <li>• 電話番号：058-383-1111 (市役所代表)</li> <li>058-383-1126 (社会福祉課直通)</li> <li>• F A X：058-389-3353</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> </ul>
<p>岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所在地：岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内</li> <li>• 電話番号：058-278-5136</li> <li>• F A X：058-278-5137</li> </ul>

(2) 虐待防止に関する相談窓口

<p>とうじぎょうしょ 当事業所 ぎゃくたいぼうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 責任者 かかみがはらしふくし さと 各務原市福祉の里 じぎょうかちょう やすだ かぐみ 事業課長 安田 香実</li> <li>• 窓口担当者 かかみがはらしふくし さと 各務原市福祉の里ほぷら かんりしゃ えんどう ひとみ 管理者 遠藤 妃登美</li> <li>• 受付時間 まいしゅうげつようび きんようび ごぜん ごご 毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> <li>• 電話番号 058-370-7500 (代表)</li> <li>• F A X 058-370-7511</li> </ul>
<p>かかみがはらし 各務原市 しょう しやぎゃくたいぼうし 障がい者虐待防止 センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地 かかみがはらしやくしよけんこうふくし ぶ しやかいふくしが 各務原市役所健康福祉部 社会福祉課</li> <li>• 電話番号：058-383-1111 (市役所代表) 058-383-1252 (社会福祉課直通)</li> <li>• F A X：058-389-3353</li> <li>• 受付時間 まいしゅうげつようび きんようび ごぜん ごご 毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> </ul>

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう りよう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反した りよう はそん しょう ばあい ばいしょう ご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>ぜんかんきんえん 全館禁煙です。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>げんそく きちょうひん りようしゃ せきにん かんり じぎょうしょ 原則、貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。事業所 において利用上不要な貴重品は、持ち込まないようお願いいたします。 じ こ かんり むすか りようしゃ しせつがいかつどう じ など ひつよう げんきん しょじ 自己管理が難しい利用者が施設外活動時等、必要な現金を所持された ばあい げんきん かぞく しょうたく ほかん 場合、現金をご家族の承諾のもとほくらで保管します。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそう しんこう じゆう た りようしゃ たい しゅうきょうかつどう せいじ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治 かつどうおよ えいりかつどう えんりよ 活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>かんせんたいさく 感染対策</p>	<p>かんせんしょうどう た りようしゃ しょくいん えいきょう およ かのうせい 感染症等により、他の利用者や職員に影響を及ぼす可能性がある ばあい りよう せいげん ばあい 場合は、利用の制限をさせていただく場合があります。</p>
<p>その他</p>	<p>けいさい いがい おお かた りよう ここに掲載されていること以外のことについても、多くの方が利用され しせつ じょうしきてき ころが る施設ですので、常識的なマナー・エチケットに心掛けてください。</p>

指定障がい福祉サービス事業(生活介護事業)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：各務原市福祉の里ほづら

説明者職名： \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障がい福祉サービス事業(生活介護事業)の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族の住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_